

都市農地活用推進モデル事業実施要綱

30 産労農振第 2752 号

平成 31 年 4 月 1 日

改正 6 産労農振第 148 号

令和 6 年 4 月 1 日

第 1 通則

この要綱は、都市農地活用推進モデル事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な基本的事項を定めるものとする。

第 2 目的

生産緑地地区指定から 30 年を経過した農地の買取申出が可能となる 2022 年には、これまで以上に生産緑地が減少することが懸念された。これについては、特定生産緑地制度の創設による対応がとられたものの、引続き生産緑地の減少には歯止めがかからない状況であることから、生産緑地の貸借や、買取申出された農地の公による買取りを促進し、都市農地の活用と保全を加速する必要がある。

本事業では、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号）の施行により可能となった生産緑地の貸借制度を活用し、高齢者層が技術指導を受けながら農作業に取り組める「セミナー農園」を整備・運営する。

また、買取申出・買取希望のあった生産緑地を東京都が買い取り、農業者に新たな栽培技術の試行の場を提供する「インキュベーション農園」を整備・運営する。

さらに、モデル農園に関する情報発信を強化し、生産緑地を活用した上記取組と同様の取組について支援することで、都内への波及を図る。

第 3 定義

この要綱において「運営主体」とは、農園の用に供する生産緑地（以下「農園用地」という。）及び施設の管理運営を東京都から委託された農業協同組合（JA）、NPO 法人等のことをいう。

また、「事業実施主体」とは、生産緑地の貸借制度により借り入れた農地を活用して、都市農地保全と「農」を通じた多世代交流・地域交流の活性化を併せて進める体験農園等の整備、運営を行おうとする者のうち、別に定める者をいう。

第4 事業実施対象

本事業のうち、「セミナー農園」及び「インキュベーション農園」に係る事業実施対象は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想や、都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）第10条に規定する都市農業の振興に関する計画（地方計画）において農地保全をうたっている区市の生産緑地のうち、貸借可能なおおむね3,000㎡程度の面積規模の生産緑地及び買取申出又は買取希望申出のあったおおむね1,000㎡から2,000㎡程度の面積規模の生産緑地とする。

第5 事業の内容

1 本事業の目的を達成するため、東京都は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 高齢者活躍に向けたセミナー農園事業

都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行により貸借が可能となった生産緑地を借り入れ、高齢者層が技術指導を受けながら農作業に取り組めるセミナー農園を開設し、高齢者の社会参加の場、さらに地域住民の参画可能な空間として活用するなど、農地の保全と高齢者の活躍を併せて進めることができる地域モデルを確立する。

ア 学識経験者等を構成員とする委員会を設置し、事業実施対象の中から、委員会での審査意見を踏まえ、借入農地の候補を選定する。

イ 農園用地借入れに関する事務においては、財務局と連携し、測量及び不動産鑑定評価業務委託を実施し、地権者等との間で土地賃貸借契約を締結する。

ウ 農園の運営主体を決定する。

エ 地元自治体、運営主体と農園運営について協定を締結する。

オ 周辺住民への事業説明会等を実施する。

- カ 農園の開設に向けての整備を行う。
- キ 運営主体から徴収する土地貸付料を決定する。
- ク 運営主体への指導・助言等を行う。
- ケ 農園の運営状況等に関する委員会を開催し、内容を区市等へ公表する。
- コ その他、農園の維持管理等に必要な事項を実施する。

(2) インキュベーション農園事業

東京都が買取申出・買取希望のあった生産緑地を買い取り、農業者に新たな栽培技術施行の場を提供するインキュベーション農園を整備し、公有化による農地活用モデルを示すとともに、施設確保が難しい農業者に貸し付けることにより農業の高収益化へのチャレンジを支援する。

- ア 学識経験者等を構成員とする委員会を設置し、事業実施対象の中から、委員会での審査意見を踏まえ、買取農地を選定する。
- イ 農園用地取得に関する事務においては、財務局と連携し、不動産鑑定評価業務委託による資産算定を行い、買取申出を行った地権者等との間で土地売買契約を締結する。
- ウ 農園の運営主体を決定する。
- エ 運営主体と農園運営について委託契約を締結する。
- オ 周辺住民への事業説明会等を実施する。
- カ 農園の開設に向けての整備を行う。
- キ 農園利用者から徴収する利用料を決定する。
- ク 運営主体への指導・助言等を行う。
- ケ 農園の運営等に関する委員会を開催する。
- コ その他、農園の維持管理等に必要な事項を実施する。

(3) 生産緑地を活用した体験農園等普及事業

生産緑地を活用した農地活用モデルの都内への波及を促進するため、情報発信を強化するとともに、事業実施主体を支援する。

- ア 生産緑地活用モデルに関する情報発信を行う。
- イ モデルと同様の取組を目指す者向けの相談窓口を設置する。
- ウ 円滑な農園開設及び農園運営に向けた助言を行う。

エ 事業実施主体による事業化に必要な農園整備費及び運営費の一部を補助する。

オ (3) ウに規定する事業計画等の審査を行うため審査会を設置する。

カ その他、生産緑地を活用した体験農園等の普及に必要な事項を実施する。

2 1の(1)ア、ケ、1の(2)ア、ケ及び1の(3)オで規定する委員会及び審査会の設置・運営については、別に定めるところにより実施する。

3 1の(3)エで規定する補助事業の内容については、別に定めるところにより実施する。

第6 事業推進体制

知事は、円滑かつ適正に本事業を実施し、また、本事業の実効性を上げるため、運営主体や地元自治体等との情報連絡の場を設け、必要に応じて助言・指導するとともに、生産緑地地区を持つ自治体や関係機関等に対する本事業の趣旨、内容等の周知に努めるものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。